

2025年1月17日



公式キャラクター
はまなか あい

プレスリリース



SB I マネープラザ株式会社との2店舗目となる共同店舗運営 の基本合意について

福島銀行（取締役社長 かとう たかひろ 加藤 容啓）は、株式会社SB I 証券（代表取締役社長 たかむら まさと 高村 正人、以下「SB I 証券」という。）の子会社であるSB I マネープラザ株式会社（代表取締役執行役員社長 おおた ともひこ 太田 智彦、以下「SB I マネープラザ」という。）と、福島県会津若松市において新たに共同店舗の運営を開始することの基本合意をいたしました。

今後、取引に関する最終的な合意内容を定めた契約書等の締結を経て、2025年4月を目途に、共同店舗運営を実施する予定です。

当行は2018年5月より、SB I 証券と金融商品仲介業サービスでの業務提携を開始し、当行HPを通じてSB I 証券に証券総合口座を開設することで、SB I 証券の取扱う多様な金融商品・サービスをご利用いただくことが可能となりました。

2020年1月からは、福島県郡山市においてSB I マネープラザとの共同店舗「福島銀行SB I マネープラザ郡山」の運営を開始しており、従来のインターネットチャネル商品だけでなく、対面ならではの多様な金融商品・サービスを、対面コンサルティング営業による質の高いアドバイスとともにご利用いただけるようになりました。今回の合意を踏まえ、2店舗目となる福島県会津若松市の共同店舗においても、同様のサービスをご利用いただけるようになる予定です。

当行では、今後ともお客様本位の質の高い業務運営を目指し、より魅力ある商品の提供やサービスの向上に取り組んで参ります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 営業企画課 TEL024-525-2584

報道機関のお問合せ先
総合企画部 経営企画課 広報室 金成 TEL 024-525-2973

■株式会社福島銀行

・登録金融機関

登録番号：東北財務局長（登金）第 18 号／加入協会：日本証券業協会

・委託金融商品取引業者：

株式会社 SBI 証券（関東財務局長（金商）第 44 号）、商品先物取引業者

／加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会

野村證券株式会社（関東財務局長（金商）第 142 号）

／加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、

■SBI マネープラザ株式会社

・第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者

登録番号：関東財務局長（金商）第 2893 号

／加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

・金融商品仲介業者

登録番号：関東財務局長（金仲）第 385 号

・所属金融商品取引業者：

株式会社 SBI 証券（関東財務局長（金商）第 44 号）、商品先物取引業者

／加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会

野村アセットマネジメント株式会社（関東財務局長（金商）第 373 号）

／加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【金融商品仲介業務に関するご確認事項】

- ・当行は、金融商品仲介を行う登録金融機関として、株式会社 SBI 証券を委託金融商品取引業者として金融商品仲介を行っています。
- ・金融商品仲介における金融商品等は、預金ではなく預金保険制度の対象ではありません。また、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ・ご購入いただいた金融商品等は委託金融商品取引業者に開設された口座でお預かりのうえ、委託金融商品取引業者の資産とは分別して保管されますので、委託金融商品取引業者が破たんした際にも委託金融商品取引業者の整理・処分等に流用されることはなく、原則として全額保全されます。万一、委託金融商品取引業者が破たんした際に、分別管理に不備がありお客さまの資産を返還できなくなった場合「投資者保護基金」によりお客さま 1 名あたり 1,000 万円まで補償されます。
- ・当行は委託金融商品取引業者とは別法人であり、金融商品仲介のご利用にあたっては、委託金融商品取引業者の証券口座の開設が必要です。（金融商品仲介の口座開設をお申し込みいただくと、お取引口座は委託金融商品取引業者に開設されます。）
- ・当行には委託金融商品取引業者のお客さまとの契約締結に関する代理権はありません。従って、委託金融商品取引業者とお客さまとの間の契約の締結権はありません。
- ・当行において金融商品仲介取引をされるか否かが、お客さまと当行の預金・融資等のお取引に影響を与えることはありません。また、当行での預金・融資等のお取引内容が金融商品仲介に影響を与えることはありません。
- ・当行が登録金融機関としてご案内する金融商品仲介における金融商品等やサービスは、委託金融商品取引業者によるものであり、当行が提供するものではありません。
- ・金融商品仲介における金融商品等は、金利・為替・株式相場の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が変動し、損失を生じるおそれがあります。
- ・お取引に際しては、手数料等がかかる場合があります。手数料等は商品・銘柄・取引金額・取引方法等により異なり多岐にわたるため、具体的な金額または計算方法を記載することができません。
- ・同じ投資信託でも当行での店頭での取り扱いと、委託金融商品取引業者による取り扱いとでは手数料が異なる場合があります。
- ・各金融商品等のリスク及び手数料等の情報の詳細および最良執行方針については、委託金融商品取引業者ホームページにてご確認ください。
- ・各金融商品等のお取引に際しては、委託金融商品取引業者より交付される契約締結前交付書面、目論見書または約款等の内容を必ずご確認のうえ、投資判断はご自身でされるようお願い申し上げます。